

離婚届 記入上の注意

(1) 氏名・生年月日

夫・妻の氏名は離婚前の氏名で正確に記入してください。生年月日は「昭和・平成」等の和暦(外国人の方は西暦)で記入してください。

(2) 住所

住民票に記載されている住所と世帯主の氏名を記入します。離婚届の提出では、住所は変わりません。住所を変更したい時は、「住民異動届」もあわせて提出してください。

住所変更の事由	届出の名称	届出期間	届出人	添付書類
他の市区町村から 藤沢市に住所を変更	転入届	住み始めてから 14日以内	本人 または 世帯主	転出証明書
藤沢市内で 住所を変更	転居届	住み始めてから 14日以内		なし
世帯主の変更 世帯の分離・合併	世帯主変更届 世帯分離届 世帯合併届	変更してから 14日以内		なし

※離婚時に同一世帯である場合、続柄が夫、妻の方は「同居人」と記載されます。

(3) 離婚の種別

夫妻の話し合いによる場合は「協議離婚」にチェックしてください。裁判所において調停・審判・和解・認諾・判決のいずれかによる場合は該当するものにチェックし、成立または確定した年月日を記入してください。

(4) 未成年の子の氏名

夫妻の間に未成年の子がいる場合には、離婚後どちらが子の親権を行うかを決めなければいけません。必ずどちらかに子の氏名(フルネーム)を記入してください。また、面会交流、養育費の分担について取り決めをしているか否か右下の枠にチェックをしてください。

※離婚届ではお子さんのお名前は変わりません!

夫婦が離婚届を出してもお子さんには戸籍の変動がなく氏はそのままで、子の氏を変更したいときは、離婚の手続きが済んでから家庭裁判所に「子の氏変更の申立」をしていただき、許可を得ることが必要です。その後、市役所で「入籍届」を提出することになります。

◎許可の申請者、入籍届の届出人
 お子さんが15歳未満・・・親権者
 お子さんが15歳以上・・・本人

(5) 同居の期間・別居する前の住所

別居していない夫妻の場合には「同居を始めたとき」のみ記入し、「別居したとき」及び「別居する前の住所」については、空欄のままで構いません。

(6) 署名押印

署名は必ず本人が自署してください。協議離婚の場合には夫妻の署名(離婚前の氏名)、押印が必要です。調停・審判・和解・認諾・判決離婚の場合には申立をした夫または妻の署名押印が必要となります。

(7) 証人

協議離婚の場合には、必ず成年者2名の署名押印が必要です。調停・審判・和解・認諾・判決離婚の場合は必要ありません。

(8) 届出期間

・調停離婚・・・調停成立の日から10日以内
 ・認諾離婚・・・請求の認諾の日から10日以内
 ・審判離婚・・・審判確定の日から10日以内
 ・判決離婚・・・判決確定の日から10日以内
 ・和解離婚・・・和解成立の日から10日以内
 ※申立人または原告が10日以内に届出しないときは、相手方からも届出することができます。

★届出時の注意

◎お届けに必要なもの

- 離婚届
- 離婚届に使用した印鑑
- 戸籍謄本(届出地が本籍地の場合は不要)
- 本人確認のできる身分証明書
- 裁判離婚の場合は審判書や確定証明書

※氏が変わる方は住所地で国民健康保険証・マイナンバーカード更新等の手続きが必要です。

◎戸籍届出の受付場所・取り扱い時間

場所	平日(月～金曜日)	土日祝日※	第2・第4土曜日※
市民窓口センター (市役所本庁舎1階)	8:30～17:00	中央監理室	8:30～12:00
	17:00～翌8:30※ 中央監理室		13:00～17:00
各市民センター	8:30～12:00 13:00～17:00	8:30～12:00 13:00～17:00	

※夜間・土日祝日の受付は届書のお預かりのみとなり、内容確認は翌開庁日に行います。

◎夜間・土日祝日に離婚届を提出する方へ

届書に記入漏れ等の不備があると、離婚届が受理されないことがあります。こうした事を防ぐために、平日の開庁時に市役所または市民センターで記入に不備がないかどうかを事前確認することをおすすめします。一通り記入できましたら、ぜひ届出前に届書および添付予定の戸籍謄本を窓口までお持ちください。

◎本人確認にご協力お願いいたします

近年、当事者の知らない間に、婚姻や養子縁組などの届出がされるという事件が発生しています。こうした虚偽の戸籍届出を抑止し、皆様の大切な戸籍を守るために、届出の際にマイナンバーカードや運転免許証等、官公署発行の写真付きの身分証明書(有効期限内のもの)をお持ちいただき、本人確認をさせていただいております。なお、これらをお持ちでない方や来庁されなかった方には、届出があったことを郵便でお知らせします。皆様のご理解にご協力をお願いいたします。